

令和8年度 有機溶剤業務従事者安全衛生教育

有機溶剤を取り扱う業務に従事する労働者に対しては、労働安全衛生法第59条第1項および労働安全衛生規則第35条に基づき、安全衛生教育の実施が義務付けられています。

本教育では、有機溶剤による健康障害の防止、作業環境の改善、保護具の使用法、関係法令の理解など、現場で必要とされる知識を体系的に習得し、労働災害の未然防止を図ることを目的としています。

1. **日時** : 令和8年6月30日 13:30~18:30 (受付開始 13:10)

2. **会場** : 相生労働基準協会 (相生市旭1丁目2番16号)

3. **教育内容** (時間割)

※講師の都合により、時間割が変更となる場合がございます。

(定員 28名)

時間	内容	時間数
13:30~13:40	オリエンテーション	
13:40~14:40	有機溶剤による健康障害と予防措置	1時間
14:40~14:50	休憩	
14:50~16:50 (途中休憩10分)	作業環境の改善方法・換気対策	2時間
16:50~17:50	保護具の種類と使用方法	1時間
17:50~18:00	休憩	
18:00~18:30	関係法令・安全衛生管理体制	0.5時間
18:30~	修了証交付	合計4.5時間

4. **対象者** 有機溶剤を取り扱う業務に従事する方、または安全衛生管理を担う立場の方。

特に以下のような業務に従事される方は、教育の受講が必要です：

- ・塗装、印刷、洗浄、接着、脱脂などの工程で有機溶剤を使用する作業
- ・トルエン、キシレン、アセトン、酢酸エチルなどを取り扱う業務
- ・有機溶剤作業主任者の補助業務に従事する方
- ・新任者、安全衛生担当者、現場責任者など

5. **受講料**

会員：8,580円(税込) テキスト代：990円(税込) 合計：9,570円 (税込)

非会員：11,770円(テキスト・税込)

6. **申込方法** P

- ・Web受付：協会ホームページの講習ページよりお申し込みください。
- ・郵送申込：返信用封筒(切手貼付)を同封の上、申込書をご郵送ください。

申込書はホームページよりダウンロード可能です。電話予約：TEL. 0791-22-8404

- ・受講料振込先：兵庫信用金庫 相生支店 普通口座 187839 相生労働基準協会 ※振込手数料はご負担ください。

7. **注意事項**

- ・受講者は受講票と本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)を受付にてご提示ください。
- ・遅刻・途中退場された場合、修了証は発行できません。※オリエンテーション終了後は遅刻扱いとなります。
- ・駐車場には限りがございますので、できる限り乗り合わせでご来場ください。
- ・ご提供いただいた個人情報は、本教育の運営以外の目的には使用いたしません。